

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務名及び数量 岩手県立図書館震災関連資料デジタル化等業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年2月28日まで
- (4) 履行場所 岩手県立図書館（盛岡市盛岡駅西通一丁目7番地1号）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、令和8・9・10年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 過去2年以内に官公庁等の発注における本業務と同種の業務（現物資料のデジタル化）を2件以上履行した実績を有する者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 文書情報管理士1級以上の有資格者を配置できるものであること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、あらかじめ一般競争入札参加資格確認申請書（別紙1）に同種の業務の契約実績調査（別紙2）及び有資格者であることを確認できる書類を添えて、令和8年10月8日（木）午後0時00分までに13(2)の場所に1部提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。
- (2) 上記の書類を提出した者は、入札日の前日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 確認結果は、令和8年10月14日（水）までに通知する。

4 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、直接6(1)の日時に6(2)の場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者の印で押印をしておかなければならない。なお、金額は訂正することができない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。なお、年間委任状等により支店、営業所等に権限を委任している場合は、その委任状も提出すること。

5 入札書記載事項等

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の職・氏名及び印）
- (3) 宛名は、「岩手県立図書館長」とする。
- (4) 入札件名
- (5) 入札金額

6 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和8年11月5日（木） 11時00分
- (2) 場所
岩手県立図書館 2階 研修室

7 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

8 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、資格を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (8) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、

当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

- (4) 落札者が岩手県の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札しても落札者がいない場合も同様とする。
- (3) 開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との間において、本契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行しているとき。
- (3) 契約保証金には利息を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは、岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札等に関する照会先

岩手県立図書館

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目 7 番 1 号 電話番号 019-606-1730 (橋爪)